

第 7 4 号議案参考資料

議 案 名

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険税の税額、賦課限度額及び減免基準等について変更をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の変更

令和 5 年度以降の国民健康保険税について、次の表のとおり賦課限度額を変更する。 (第 2 条関係)

区分	現行	改正後	比較
医療給付費分	630,000円	650,000円	20,000円
後期高齢者支援金等分	190,000円	200,000円	10,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円
合計	990,000円	1,020,000円	30,000円

(2) 国民健康保険税の税額の変更

令和 5 年度以降の国民健康保険税について、次の表のとおり税額を変更する。 (第 3 条及び第 5 条から第 9 条まで関係)

区分	現行	改正後	比較	
医療給付費分	所得割額	7.3%	7.2%	-0.1%
	均等割額	24,000円	26,400円	2,400円

後期高齢者 支援金等分	所得割額	2.0%	2.2%	0.2%
	均等割額	9,000円	9,900円	900円
介護納付金分	所得割額	1.5%	1.8%	0.3%
	均等割額	10,800円	12,000円	1,200円
合計	所得割額	10.8%	11.2%	0.4%
	均等割額	43,800円	48,300円	4,500円

(3) 令和5年度以降の国民健康保険税について、(1)の表のとおり賦課限度額を変更するとともに、減額する税額を変更する。

(第21条関係)

(4) 国民健康保険税の減免基準等の変更 (第25条関係)

ア 国民健康保険税の減免の対象として、刑事施設等に入所している者を加える。

イ 災害その他やむを得ない事由により納期限までの申請が困難である場合について、納期限後の申請を認める規定を加える。

(5) 引用部分の整理を行う。 (附則第2項関係)

3 施行期日

令和5年4月1日